
【特集】福祉の契約主義と労働・家族・ジェンダー

特集にあたって

原 伸子

特集「福祉の契約主義と労働・家族・ジェンダー」の課題は、1980年代以降の福祉国家の変容と新自由主義における福祉の契約主義が、労働、家族、ジェンダーにどのような影響を与えたかについて考察することである。本特集では、福祉の契約主義が本格的に導入されたイギリスにおけるニューレイバーの「第三の道」以降に焦点をあてて、ダニエル・セージ「公正な条件と公正な結果?——ニューレイバー、福祉の契約主義および社会的態度に関する考察」と原伸子「イギリスにおける福祉改革と家族——「困難を抱えた家族プログラム (Troubled Families Programme)」とジェンダー」の二つの論文を掲載する。以下、本特集を企画するにあたっての問題意識を述べるとともに、二つの掲載論文について概観することしよう。

福祉の契約主義とワークフェア——福祉の市場化と労働規律の強化

80年代以降、政府は、社会保障全般に、「契約」概念を用いるようになった。それは、福祉の領域に「市場」と「選択」のメカニズムを導入することである。その結果、従来のシチズンシップにもとづく社会契約における国家と市民との関係は、国家と個人との契約関係に組み替えられることになった (Gerhard, Knijn and Lewis 2002: 106)。つまり福祉の契約主義とは、新自由主義における市場化と個人主義化に基づく概念であり政策である。

それはまた、福祉国家の縮減のもとで、「福祉から就労へ (welfare to work)」, つまりワークフェア政策という福祉国家の理念の変化の基礎をなす。従来のシチズンシップにもとづく福祉の供給は、「福祉の契約主義」のもとで、個人による労働市場参加や求職活動に条件づけられることになる。ジェーン・ルイスはそれを「福祉と労働の新しい考え方」(Lewis 1998: 4)と呼ぶが、それは福祉の契約主義が、福祉受給についてのコンディショナリティの強化や雇用労働至上主義にもとづく「労働倫理」、そしてシングルマザーや長期失業者などの福祉受給者を「依存の文化」として批判するイデオロギーを含むことを指している。つまり、福祉の契約主義における福祉供給の市場化と福祉受給のコンディショナリティの強化という二つの特徴は、80年代以降の「ニューライト」における新自由主義と新保守主義との関係を明瞭に表している。事実、80年代以降の新自由主義による規制緩和政策 (市場化政策) は、同時に、市場に潜在的に存在する「失業の脅威」にもとづいて「社会の規律」を強化する新保守主義的統治をともなっていた (Levitas 1998 = 2005: 15)。

そのような性格は、97年以降のニューレイバーにおいても、2010年以降の連立政権および保守党政権下においても共通している。ニューレイバーによる長期失業者やシングルマザーにターゲット

トを当てた New Deal プログラム (1997) や Flexible New Deal (2009) は、貧困なシングルマザー世帯の所得を増大させることによる子どもの貧困対策という性格をもっていたが、それは同時に、「犯罪と騒乱に関する法律」(2003) や「反社会的行動に関する法律」(2003) によって、子どもに対する親の監督責任を強化するという規律の強化をともなっていた。

社会の分断

福祉の契約主義は、一方における福祉の市場化と、他方におけるコンディショナリティの強化によって、イギリスに社会的分断を生み出している。オーウェン・ジョーンズはその著書『チャヴ：弱者を敵視する社会』⁽¹⁾ (Jones 2012 = 2017) の中で、「過去 30 年間に支配してきた呪文は『市場がいちばんよくしている』だった」(同上：258) としてサッチャー政権以来の新自由主義と個人主義がイギリスにもたらした、労働者階級への敵視と貧困の増大を指摘している。「チャヴ」とはロマ族のことばで「子ども」を指す「チャヴィ」から来ている。この差別的意味を含む用語が 2005 年に初めてコリンズ英語辞典に載った時は「カジュアルなスポーツウェアを着た労働者階級の若者」(同上：15) だったが、今や「労働者階級に関連した暴力、怠惰、十代での妊娠、人種差別、アルコール依存など、あらゆるネガティブな特徴が含まれている」(同上)。そして、ネットを含めて社会中で「チャヴ探し」(チャヴが住むコミュニティはどこかなど) が行われているという。

そのような社会の分断は、「ユニバーサル・クレジット：働くための福祉」(DWP 2010) の巻頭で述べられた、当時の労働年金相大臣であったイアン・ダンカン・スミスの文章にも明らかである。「イギリスでは 500 万人の人々が失業手当を受けており、そのうち 140 万人は最近 10 年間のうち 9 年間は手当を受給し続けている。それだけではない。低就業世帯(世帯内の大人が彼らの時間の 20% 以下しか雇用労働についていない世帯—引用者挿入)はヨーロッパで最も高い値を示しており、190 万人の子どもたちが無業の世帯で暮らしている」(*ibid.*, 1), と。ダンカン・スミスは福祉受給者を「福祉依存者」と呼び、彼らは「国中のコミュニティにルーツをもち、失望と世代間貧困を生み出している」と言う。そして、それを克服する福祉政策として提起された「ユニバーサル・クレジット」によって「福祉を受けている人々と福祉を受けていない人々の間の新しい契約」(*ibid.*) が始まるという。ここで指摘されている「新しい契約」とは、まさに「福祉の依存者」に対する道徳的批判と社会的分断という現実を反映した表現であると言えよう。

福祉の契約主義と労働・家族・ジェンダー

それでは以下、本特集に掲載した二つの論文を概観することにしよう。

ダニエル・セージ「公正な条件と公正な結果?—ニューレイバー、福祉の契約主義および社会的態度に関する考察」は、13 年間にわたるニューレイバーの社会政策行政がイギリス社会に与えたインパクトを、『イギリスの社会的態度 (*British Social Attitude*)』調査を用いて明らかにしたものである。そこでは、福祉の契約主義が果たして、本来、意図していた「互酬的責任」によって、アメリカに見られるような新自由主義的ワークフェア・モデルを回避しえたのかが問われる。本稿

(1) 原題は、*Chavs: The Demonization of the Working Class* である。

で明らかになったのは、ニューレイバーの登場以降、失業は個人の責任であるという厳しい見方が優勢となり、労働者階級の社会的結合が切り崩されていく姿である。それは、ワークフェアと社会的権利モデルとの「第三の道」を目指した、ニューレイバーの政策に対する批判であるとともに、社会的規範が締め出された「契約」概念自体が社会関係を傷つける可能性があるという指摘である。

原伸子「イギリスにおける福祉改革と家族——「困難を抱えた家族プログラム (Troubled Families Programme)」とジェンダー」は、福祉の契約主義によるワークフェア政策に、新自由主義と新保守主義の性格が明瞭に表われていることと、それが家族への介入を強化することを明らかにする。本稿で注目するのは、いわゆる「イギリス暴動 (England riots)」のあと制定された「困難を抱えた家族プログラム」である。そこでは、「壊れたイギリス」の中心は「壊れた家族」、とくにシングルマザー世帯であることが明言されている。けれども「ワーク・プログラム」(2011)や「ユニバーサル・クレジット」(2013)は、シングルマザーなど社会的に脆弱な人々をさらに、分断された社会のマージナルな位置に追いやっている。ここでは福祉の契約主義のもつジェンダー不平等の性格が明らかにされる。

キャロル・ペイトマンは、その著書『社会契約と性契約』(1988 = 2017)のなかで、近代社会成立にさいしての「原契約」が社会契約(公)と性契約(私)の二つの領域からなっていること、そしてそれが「保護のための服従という交換条件」(同上:9)を含んでいるとした。それは二つの意味もっている。一つは、公、すなわち市場における社会契約が、私的な領域、すなわち家族における「女性の抑圧」を前提としていること、もう一つは、社会契約においても、ジョン・ロールズによる「無知のヴェール」で覆われた「原初状態」のモデルで言われるような、自由で平等で公正な契約が果たして可能なのかということである。本特集で考察するように福祉の契約主義は、福祉の供給に選択と競争を導入して市場化を推し進めるとともに、福祉のコンディショナリティを強化した。そこで私たちが目にするのは、分断された社会の姿である。

(はら・のぶこ 法政大学経済学部教授)

【参考文献】

DWP (2010) *Universal Credit: welfare that works*, London.

ジョーンズ, オーウェン (2012 = 2017) (依田卓巳訳) 『チャヴ: 弱者を敵視する社会』海と月社 (Daniel Jones, *CHAVS: The Demonization of Working Class*, London)。

Gerhard, U., T.Knijin and L. Lewis (2002) "Contractualization," in Hobson, Lewis, and Siim eds., *Contested Concepts in Gender and Social Politics*, Cheltenham, UK. and Northampton, MA., USA. : Edward Elgar.

Levitas, R. (1998 = 2005) *The Inclusive Society?: Social Exclusion and New Labour*, Houndmills, UK. and New York : Palgrave Macmillan.

Lewis, J. (1998) "'Work', 'Welfare' and Lone Mothers", *The Political Quarterly*, Vol.69, Issue1, 4-13.

ペイトマン, キャロル (1988 = 2017) (中村敏子訳) 『社会契約と性契約: 近代国家はいかに成立したのか』岩波書店 (Carol Patman, *Sexual Contract*, Stanford, California, U.S.A. : Stanford University Press.)